



スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を



日本自立生活センター自立支援事業所 2019年3月28日発行 第96号

お花見に

行こう！ 2019春

桜の季節、ウキウキのんびりお花見にでかけましょう♪

日時：4月3日(水) 11:00-14:30

場所：梅小路公園 芝生広場野外ステージ前集合

昼食：お弁当(700円)を注文される方は

4月1日(月)までにお申し込みください。

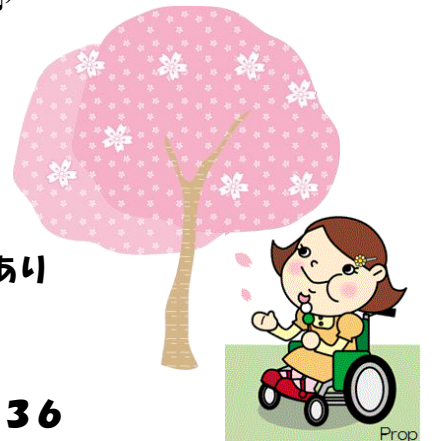
お弁当は各自で持参 多少の飲み物・お菓子あり

担当：橋口

連絡先：075-682-7950

当日の連絡はこちら→ 090-8539-9436

※小雨決行です。雨で中止の場合、当日朝7時に決定します。



こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうにも動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。

★ヨガ：全身をうごかすヨガ

日時：4月22日(月)

17:00-18:15 (OPEN 16:45)

場所：油小路事務所2F

持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費：無料



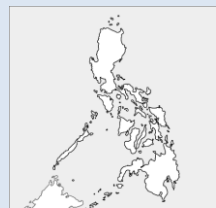
*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：岡山・橋口

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp URL:http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

～フィリピンの路上やスラムで生きる人々を訪ねて～

- ◆日時 2019年4月30日(火)14:00-16:00
- ◆場所 JCIL本体事務所(十条通り沿いの事務所)
- ◆講師 築瀬 仁志 (JCIL介助者)



私は10年前から、半年に一度フィリピンの貧困地域を訪れ、スラムや路上で暮らす人々と交流し、特に厳しい状況にある人々を支援しています。ここ数年は、学生や社会人数名を連れて、貧困地域を訪れ、フィリピンの貧困については南北問題について学ぶスタディツアーなどを行っています。

今回は、私が見てきた地域や人々の状況が、この10年でどのように変化してきたか、写真や映像を交えてお伝えしたいと思います。また、スラムや路上で暮らす障害者が置かれた状況についてもお話します。是非ご参加ください。

小松食堂

四月の献立

四日(木)

お好み焼き

焼きそば

二二日(月)

回鍋肉

ごはん スープ

どなたでも参加できます。
場所は「松の間」
いずれも一七時から

参加費 三二〇円

小松食堂にアンケートボックスを置きます。
紙に食べたいものを書いて、入れて下さい。
参考にするので、よろしく願いいたします。



2017年2月号より、約2年間スキマタイムズの編集と発行を担当してまいりましたが、このたび4月20日をもちまして退職することになりました。毎月欠かさず発行できたのは、原稿執筆者や読者のみなさんのおかげです。本当にありがとうございました。

指示を受けて始めた編集作業でしたが、居場所づくり勉強会や小松食堂などJCILの活動を紹介することにやりがいを感じるようになりました。退職しますが、京都にいる予定です。また企画などにお邪魔できたらと思います。

これまで大変お世話になり、ありがとうございました。今後もよろしく願いいたします。

橋口昌治

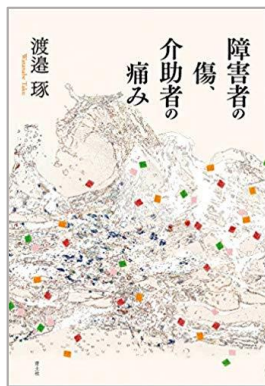
矢吹文敏理事長
と渡邊琢さんの
本が新聞で紹介
されました。



矢吹文敏著

『下から目線 車いす視点から社会を斬る』

(ウインかもがわ 1,620円)



渡邊琢著

『障害者の傷、介助者の痛み』

(青土社 2,200円+税)

車いす目線でエッセー

エッセー集を出版した矢吹文敏さん(京都市伏見区)

京都の障害者団体代表、出版
日常をユーモア交え

障害者の自立に取りのほとエッセー集「下から目線 車いす視点から社会を斬る」を出版した。矢吹さんは骨形成不全症のため生まれつき「伏見区」がこ

矢吹さんは車いす目線で、銀行の現金自動預払機(ATM)のタッチパネルに届かず使えないこと、混雑する電車での乗客の買い物袋やバッグが顔にかぶさってくることなど日常をユーモアを交えて描きつつ、時事問題へ、他者理解とは何かを柔らかな筆致で切り込む。

障害者が老いに直面した時の苦しみ、制度の課題も率直に記す。ウインかもがわ、税込1,620円。(岡本晃明)

京都新聞 2019年3月14日

京都の現場から 介助者が出版

京都新聞 2019.1.29

障害者の傷、介助者の痛み

わたなべたく、京都大学大学院文学研究科博士前期課程修了。日本自立生活センター事務局員、著書に「介助者たちはどう生きていくのか」共編著「障害者介助の現場から考える生活と労働」ほか。

わたなべたく、京都大学大学院文学研究科博士前期課程修了。日本自立生活センター事務局員、著書に「介助者たちはどう生きていくのか」共編著「障害者介助の現場から考える生活と労働」ほか。

渡邊さんの本は、介助の現場からの報告だ。重度訪問介護という長時間ヘルパーを派遣する制度で、24時間介護や知的障害がある人の一人暮らしが京都で実践されている様子、そして現場で突きあたってたうめきが重く響く。障害者とヘルパーがぶつかり、胸に溜まる、えたいの知れぬ黒い感情。障害当事者の沈黙。その背景にある深い当事者のトラウマと抵抗を、著者はきれいに「せす綴る。雨の夜、京都

市内のファミリレストランで知的と身体障害がある青年と刺身定食を食べた帰りの描写が美しい。青年の話はぐるぐる回り、雨にカッパと車いすは濡れて進んでいく。

「傷」「痛み」と題にあるが、もっと違う、つながりの言葉を著者は探している。知的障害者で施設入所している人は約11万人、精神科病院の長期入院者約20万人。地域移行は進まないが、渡邊さんはあきらめない。「どの人もある程度被害者であり加害者である中で、共に生きていくとはどういうことか。その思索は、独りじゃないよと呼びかける。暴れて措置入院させられたこともある「まっちゃん」の歳月は、いつか書くという物語の序章だ。2376円。

関係性の傷 共に歩むために

「虐待防止法の勉強をしよう！」に参加して

小泉 浩子

「障害者虐待防止法」についての勉強会が日本自立生活センター顧問の舟木浩弁護士により行われました。今回は、自立支援事業所の職員研修も兼ねて開かれました。

1 障害者虐待防止法が制定された背景

「虐待」は、家庭内、福祉施設、職場、学校、医療機関など、さまざまところで起こり続けており、その現状の中で、児童、配偶者、高齢者、と「虐待」に関する法律などが出来てきています。そして「障害者権利条約」批准、障害者基本法改正などの動きもあり、「障害者虐待防止法」が2012年に施行された。

2 障害者虐待防止法の仕組み

虐待の対象者

①養護者 ②障害者福祉施設従事者など ③使用者

虐待の定義

①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④ネグレクト ⑤経済的虐待

3 障害者虐待防止法の運用

① 早期発見と通報義務 ② 事実確認と対応の協議 ③ 立入調査と勧告など

④ 一時保護、面会制限、市町村長による成年後見人選任

⑤ 養護者に対する支援

4 虐待を防止するために

① 虐待を防止するための体制づくり

② 人権意識、知識や技術向上のための研修

③ 虐待を防止するための取り組み

今回の舟木弁護士の話は、「障害者虐待防止法」について大きな枠でみた内容でした。

「虐待」は、いろんな場所で起こっています。メディアでも再三取り上げられています。

その中で介護現場という閉鎖的な環境が巻き起こす可能性があるとも言われています。

その介護現場を担うヘルパーとして、また、介助を受ける私たち当事者として改めて「虐待」について考えるための、一つの大きなきっかけとしてとらえてもらえたらと思います。

■障害者虐待防止対策（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/44-7-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>